令和７年 春の叙勲

旭日双光章
- 地方自治功労 -

大澤 博克 さん（西側区）
元 御前崎市議会議員

御前崎市議会議員を４期16年務め、文教厚生委員長や総務経済委員長などを歴任しました。

旭日小綬章
- 地方自治功労 -

藪田 宏行 さん（女岩区）
元 静岡県議会議員

静岡県議会議員を４期16年務め、令和４年には県議会議長に就任しました。

旭日小綬章
- 地方自治功労 -

柳澤 重夫 さん（佐倉二区）
元 御前崎市長

浜岡町議会議員を５年、御前崎市議会議員を11年、御前崎市長を２期８年務めました。

照　会　総務課　☎０５３７㉟１１３２

国民健康保険税が改正されました

令和７年度分から国民健康保険税の課税限度額が見直されます

国の税制改正により、課税限度額が見直されました。限度額を超えた分は減額されます。

	区　分	現　行	改正後	増　減
課税限度額	医療給付費分	65万円	66万円	＋１万円
	後期高齢者支援金分	24万円	26万円	＋２万円
	介護納付金分	17万円	17万円	－
	課税限度額合計	106万円	109万円	＋３万円

令和７年度分から国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されます

低所得者に対する均等割額と平等割額の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得の基準が引き上げられました。

区分	令和６年度	令和７年度	改正箇所
５割軽減	43万円＋29.5万円×被保険者数（特定同一世帯所属者を含む）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	43万円＋30.5万円×被保険者数（特定同一世帯所属者を含む）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	29.5万円→30.5万円
２割軽減	43万円＋54.5万円×被保険者数（特定同一世帯所属者を含む）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	43万円＋56万円×被保険者数（特定同一世帯所属者を含む）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	54.5万円→56万円

※均等割額…国保被保険者数×均等割額
※平等割額…１世帯に対する金額
※特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度に移行した人
※給与所得者等…一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

照　会　市民課国保年金室　☎０５３７㉟１１７１